

## 経常項目外貨業務手引き

国家外貨管理局は、経常項目外貨業務手引き（2020 年版）を通知し、29 の規定を廃止しました。

### 貨物貿易外貨業務

#### 【第 1 条】

国家外貨管理局及びその分支局（以下、外貨局とする）は「貿易外貨収支企業名簿」により登記管理を実行する。年度の貨物貿易外貨収支の累計金額が 20 万米ドル未満の小規模越境電子商取引企業については、貿易外貨収支企業名簿の登記を免除することができる。

#### 【第 2 条】

実際に貨物貿易外貨収支業務が必要な企業は、貿易外貨収支企業名簿申請書と営業許可書により所在地の外貨局で名簿登記を申請する。

#### 【第 11 条】

企業が貨物貿易外貨収支業務を事務するときは、銀行は貨貿システムを通じて企業名簿情報及び分類情報を照会し本手引きに基づき、収支の真実性と論理性を審査、確認しなければならない。

企業が貨物貿易外貨収入時、銀行は資金の性質を確認しなければならない。確認できないときは、すぐに企業に事実確認しなければならない。

企業は貨物貿易外貨支出時、銀行は取引証憑の取引主体、金額、性質等の要素とその申請内容が外貨業務と一致していることを確認しなければならない。

取引証憑は契約書、発票、輸出入税関申告書、輸出入備案リスト、運輸証憑等の有効な証憑とビジネス上の証明書を含むがこれらに限らない。銀行は審査する取引証憑の種類を自主決定することができる。B, C 類企業の貨物貿易外貨収支業務は以下により処理する。

#### 【第 20 条】

以下のいずれかの状況の業務のときは、企業は貨物輸出入或いは外貨の収支業務の実際発生日から 30 日以内に貨貿システムを通じて所在地の外貨局に前受け、前払或いは輸出入の期日等の情報を報告・送信しなければならない。

- ① 30 日超の前受金、前渡し金
- ② 90 日超のユーザンス回収又は延べ払い
- ③ 90 日超の先物信用状、海外支払代行等の輸入トレードファイナンス
- ④ B, C 類の企業が監督管理期間内において発生した前受金、前払金及び 30 日超の延べ払い代金

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

- ⑤ 同一の中継貿易の収支期間は 90 日超、かつ、先回収後支払いの外貨の入金額、或いは先支払い後回収の外貨の出金額は 50 万米ドルを超えた取引
- ⑥ その他報告すべき事項：①、②、④項について、企業が関連企業の取引情報も報告しなければならない。

**【第 27 条】**

外貨局は企業の外貨管理規定等の遵守状況により企業を A、B、C の 3 分類にわけ、分類管理を実施する。

A 類企業は便利化管理措置とし、B 類、C 類企業は貨物貿易外貨収支について証憑の審査、業務類型と業務フロー、決済方式等を周到かつ慎重に管理監督を実施する。

	B 類企業	C 類企業
原則処理	銀行による電子データ審査	事前個別登記
中継貿易	できない。	できない。
国外口座の利用	監督管理期間内は、輸出収入の国外口座への預入、国外口座からの対外支払いはできない。	利用不可
残高の処理	外貨局は国外口座の残高を戻すこと要求できる。	C 類企業に分類されてから 30 日以内に国外口座の残高を戻す。

**服務貿易外貨業務**

**【第 49 条】**

5 万米ドル以下の服務貿易の外貨収支業務は、銀行は原則として取引証憑による審査はしない。資金性質が不明確な外貨収支業務は、銀行は国内機関と国内個人に取引証憑の提供を受けて合理的な審査をする。

5 万米ドルを超える服務貿易の外貨収支業務は、銀行は原則として取引証憑に基づき取引の主体、金額、性質等の要素とその申請事務の外貨収支が一致していることを確認する。

- ① 関連、関係する国内外の機構の間で発生する立替金或いは分担費用は原則として 12 か月を超えない。
- ② 服務貿易項目下の前受金、前払金については、銀行は関連する証憑を審査し取引の真実性、合法性と合理性を確認後に事務する。
- ③ 5 万米ドル以上の服務貿易対外支払いは、国内機関と個人が事前に服務貿易対外支払税務備案に関する備案手続きをし、銀行は服務貿易等項目対外支払備案表或いは電子税務備案表を審査しなければならない。